

事務の標準化・共同化について（報告）

令和2年2月14日

和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課

第2回国民健康保険運営協議会からの進捗

○標準化・共同化の進捗状況

(【資料2-1】「事務の標準化・共同化一覧」参照)

①外国人被保険者向けパンフレット(番号1) :

【内容】

県で原案を作成し、翻訳(英・中(簡体字・繁体字)・韓)を委託。
翻訳した原稿を県ホームページに掲載するとともに、市町村窓口で配布。
市町村に編集可能な原稿を配布し、編集等の活用も可能とする。

【進捗】

令和元年10月30日に各市町村・国保連へ翻訳内容の照会を実施。
令和元年12月6日に日本語原稿を確定させ、市町村へ通知。
令和2年2月末を期限に翻訳業務を委託中。

【今後の進め方】

翻訳業務完了後、県ホームページに掲載するとともに、市町村に編集可能な原稿を提供予定。

第2回国民健康保険運営協議会からの進捗

○標準化・共同化の進捗状況

②不正利得の回収に係る事務取扱（番号18）：

事務の進め方（委託範囲・費用の徴収方法等）について各市町村へ照会し、進め方について市町村と協議（令和2年1月21日）

⇒今後の進め方：

- ・不正利得：

国民健康保険法第65条第4項に基づき策定した不正利得の回収に係る事務処理規約に基づき、

- ・「返還先の市町村が県内の複数に及ぶもの」

- ・「保険医療機関等の指定が取消となったもの」

について、市町村の意向を踏まえて県で受託。

- ・柔道整復師等の施術による不正利得：

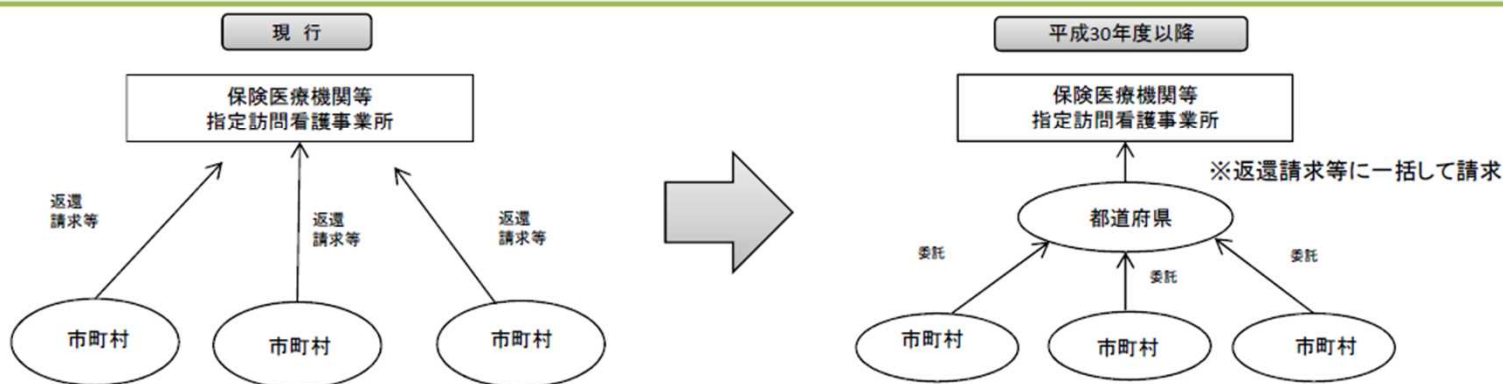
地方自治法第252条の14に基づく事務の委託となるため、委託の方法等について、引き続き市町村と協議。

以上の方針を、国保運営方針連携会議で報告予定（令和2年3月）。

(ご参考：都道府県による不正利得回収の概要 (厚生労働省資料))

法改正のポイント(改正国保法第65条第4項)

- ◆ 都道府県は、市町村からの委託を受けて、保険医療機関等からの不正利得の返還金等の徴収又は収納の事務、「広域的事案」又は「専門的事案」について行うことができる。
- ◆ これまで市町村では対応が困難であった広域的事案又は専門的事案に係る事務を都道府県が一括して対応することにより、より効果的・効率的な返還金等の回収や市町村の事務負担及び費用負担の軽減が期待される。



※ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の施術による不正利得や保険医療機関等による過失等に起因する不当利得に係る返還金の回収事案は、法第65条第4項の対象外であるが、地方自治法第252条の14に基づき、都道府県が市町村との間で委託規約を定め、市町村から事務を受託することにより、市町村に代わり返還金の回収の事務を実施することは可能。また、地方自治法に基づく委託以外にも、事実行為(処分行為に当たらない業務(収納事務等))であれば、民事上の委託契約を結ぶことも可能。

■ (参考) 改正後の国民健康保険法 (抜粋)

(不正利得の徴収等)

第65条 (略)

2 (略)

3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払…(中略)…を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

4 都道府県は、市町村からの委託を受けて、市町村が前項の規定により保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から返還させ、及び支払わせる額の徴収又は収納の事務のうち広域的な対応が必要なもの又は専門性の高いものを行うことができる。

第2回国民健康保険運営協議会からの進捗

- ③ 修学中特例者に対する被保険者証（マル学）の更新時期の統一（番号3）：
- ④ 被保険者証と高齢受給者証との一体化（番号20）：

いずれも、市町村への照会結果を踏まえて、作業部会で協議
（令和2年1月21日）

- ③ マル学の更新時期の統一：

多くの市町村で、被保険者証の更新時期と同一の結果（29/30市町村）

- ④ 被保険者証と高齢受給者証との一体化：

以下の意見が市町村からあり。

- ・ オンライン資格確認の開始に伴う、マイナンバーカード利用との兼ね合い
- ・ システム改修や発行時期変更（8月有効開始）変更に伴う費用の取扱い
- ・ 7月中に送付することによる、市町村事務作業の輻輳

以上の意見を踏まえ、今後の進め方について、国民健康保険運営方針連携会議にて協議予定（令和2年3月）。

(ご参考：被保険者証兼高齢受給者証)

被保険者証と高齢受給者証の一体化を推進するため、平成30年7月に国民健康保険法施行規則を下記のとおり改正。

- ・「被保険者証兼高齢受給者証(一体証)を被保険者証の様式として規定」
- ・「被保険者証兼高齢受給者証(一体証)の様式例を規定」

《国民健康保険法施行規則》

改正前

(被保険者証及び被保険者資格証明書の交付)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る様式第一号による被保険者証を交付しなければならない。この場合において様式第一号による被保険者証は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

(高齢受給者証の交付等)

第七条の四 市町村は、法第四十二条第一項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する被保険者の属する世帯の世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)に対し、様式第一号の四又は様式第一号の五による一部負担金の割合を記載した証(以下「高齢受給者証」という。)を、有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、被保険者証に一部負担金の割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。

一体証の様式例なし

改正後

(被保険者証及び被保険者資格証明書の交付)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る様式第一号による被保険者証又は様式第一号の二の二(当該被保険者が法第四十二条第一項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する場合に限る。以下この条及び第七条の四において同じ。)による被保険者証を交付しなければならない。この場合において様式第一号又は様式第一号の二の二による被保険者証は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。※第2項以下省略

(高齢受給者証の交付等)

第七条の四 市町村は、法第四十二条第一項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する被保険者の属する世帯の世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)に対し、当該被保険者に係る様式第一号の二の二による被保険者証を交付した場合を除き、様式第一号の四又は様式第一号の五による一部負担金の割合を記載した証(以下「高齢受給者証」という。)を、有効期限を定めて交付しなければならない。

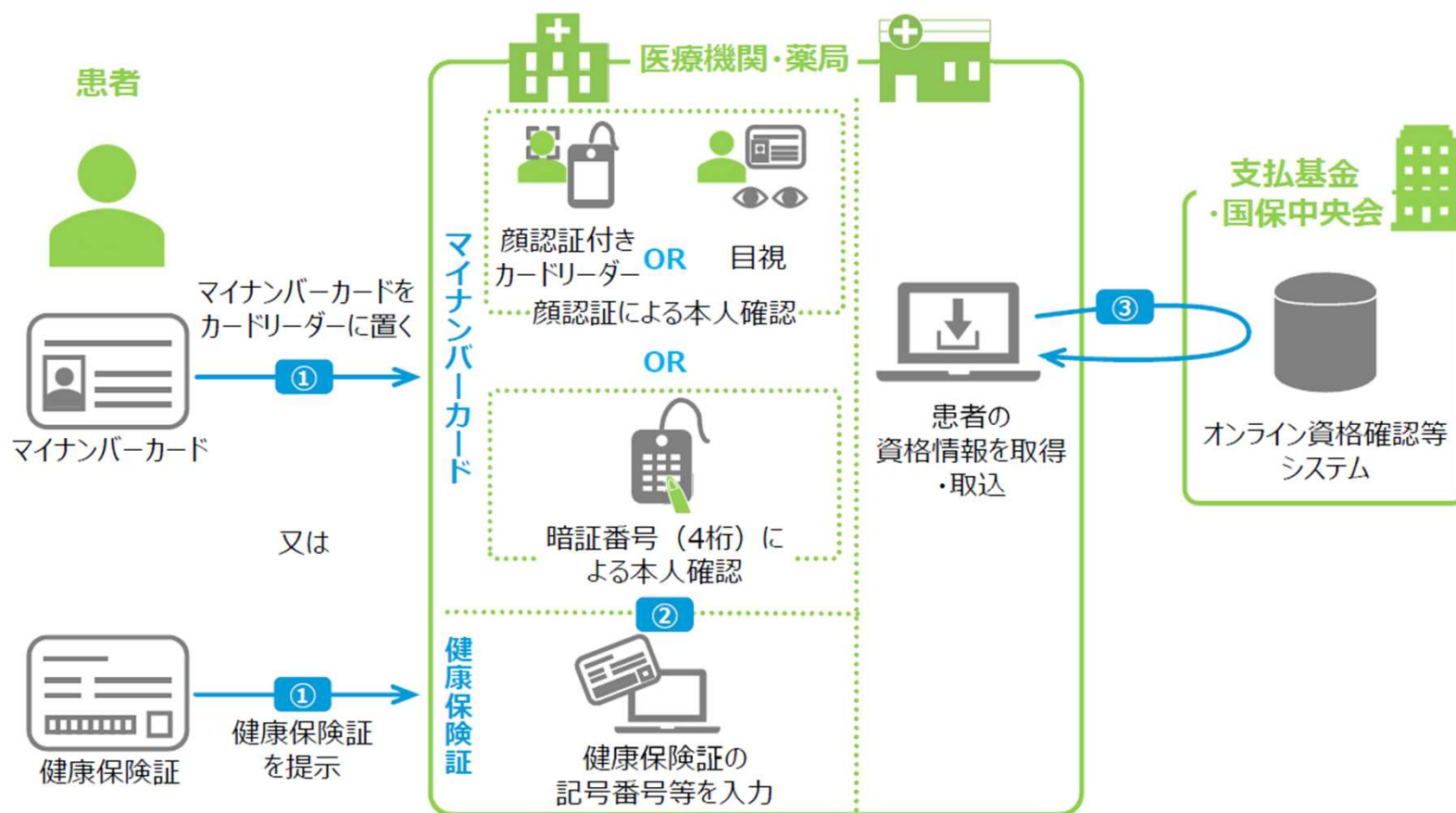
【新規】様式第一号の二の二

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
被保険者証				
兼高齢受給者証				
記号	番号			
氏名	性別			
生年月日	年月日	負担割合	割	
適用開始年月日	年月日			
交付年月日				
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
交付者名				印

(ご参考：オンライン資格確認について（厚生労働省資料）)

1. オンライン資格確認とは

オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができます。



(ご参考：オンライン資格確認について (厚生労働省資料))

メリット：保険証の入力の手間削減

今までは受付で健康保険証を受け取り、保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等を医療機関システムに入力する必要がありました。

オンライン資格確認を導入いただければ、マイナンバーカードでは最新の保険資格を自動的に医療機関システムで取り込むことができます。保険証でも、最小限の入力は必要ですが、有効であれば同様に資格情報を取り込むことができます。

患者情報			登録
シメイ	性別	資格確認日	
氏名	生年月日	年齢	
保険者番号	保険者名	郵便番号	
記号・番号・枝番		住所	
患者区分		電話番号1	
資格取得年月日	交付年月日	電話番号2	
有効期間	~		



健康保険証は
最小限の情報を入力

オンライン資格確認		完了
保険者番号	12345	
記号・番号・枝番	1234 5678910 01	
生年月日	1970/01/01	
性別 (任意)	男	
資格確認日	2019/01/08	

有効な場合
保険資格情報
を取得



マイナンバーカードでは最新の保険資格
情報を自動的に取得

患者情報			登録		
シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	2019/01/08
氏名	厚労 太郎	生年月日	1970/01/01	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-45
記号・番号・枝番	1234	5678910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	2018/07/01	交付年月日	2018/07/01	電話番号2	XXX-XXX-XXX
有効期間	2018/07/01	~	2023/07/01		

(ご参考：オンライン資格確認について（厚生労働省資料）)

全体スケジュール

デジタル・ガバメント関係会議
(令和元年9月3日)決定

(マイナンバーカード交付枚数 (想定))

2020年7月末	3000~4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000~7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000~10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

(マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備)

2019年10月	「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を継続
2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2021年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す